

令和6年第4回 北海道議会定例会〔知事総括〕開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和6年12月10日（火）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 観光振興の在り方等について</b>  <b>（一）観光機構負担金事業について</b>                      （丸山委員）                      まず、観光機構負担金事業についてです。2008年度から16年も継続されている北海道観光機構の負担金事業のほとんどが現物協賛で、機構の負担額を積算しています。しかし、負担金事業も現物協賛も法的根拠に基づかない、我が会派での調査では、同様の負担金事業は観光局以外の道庁組織にも、そして回答のあった44都府県、いずれにもないことが判明しました。                      包括外部監査では、機構設立の経緯を説明できる公文書が存在していないと指摘されておりますが、負担金事業の客観的根拠をどのように説明いたしますか。</p> <p><b>（二）実態と異なる観光機構の負担について</b>                      （丸山委員）                      経済部は負担金事業の根拠について、監査から適正な執行と財務上の規則等に反してはいないと答えていらっしゃいます。しかしですね、観光機構負担金事業が特異なのは、機構の負担金を現金以外で積算する「現物協賛」を採用していることにあります。「現物協賛」にも法令の根拠はなく、実際に観光機構が負担をしていないにもかかわらず、機構への派遣社員やボランティアの人件費、他団体等から提供された物品などを、機構自らが支払ったとする費用負担額として計上しています。これは、明らかに実態と異なるのではないかと思うのですけれども、見解を伺います。</p> <p><b>（三）負担金事業・現物協賛の見直しについて</b>                      （丸山委員）                      監査委員は、現物協賛の根拠規定の存在は承知していないと明言しています。道と機構との協定書の別表に「現物協賛を含む」と付記されただけの、曖昧な根拠しかありません。せめて地方自治法に基づく指定管理の負担金事業と同等の水準に見直すことが必要ではないかと考えますが、いかがですか。</p>	<p>（知事）                      機構負担金事業についてであります。観光機構設立時の今から16年前、平成20年度に負担金事業が導入された経緯についての公文書は保存されていないものの、機構設立にあたって、有識者により構成された検討委員会による「北海道観光戦略推進組織のあり方」の中で示された、「官民が一体となって、資金的にも人材的にも共同で支える形態であるべき」との考え方をベースに、道と機構は共同で負担金事業を行っております。</p> <p>（知事）                      機構負担金事業の現物協賛についてであります。道は、観光機構との協定書により、機構に対して現物協賛を含めての費用負担を求めており、企業や団体からの協賛を機構の負担分として含めることについては、機構自らの努力により集めたものであり、監査においても指摘されておらず、適正な執行であると認識しております。</p> <p>（知事）                      現物協賛の考え方についてであります。指定管理業務については、主に公の施設の管理において、清掃や施設の保守点検などの水準といった管理基準があるものであり、道が示すその内容、水準ともに、性質の異なる観光振興に係るソフト事業において、同様に扱うことはできないと考えております。その上でより適正な運用となるよう、現物協賛の算定にあたっては、現物協賛額算定基準を定め、客観性と公平性を担保するなどの措置を講じており、実態などを踏まえた見直しが必要と判断した場合は、適時行うと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 観光機構の部会における来年度予算に関する意見交換について</b></p> <p>(丸山委員)</p> <p>もう一つ明らかになった重大な問題は、共同事業のあり方です。予算情報を持つ経済部の現職職員が、観光機構の3つある部会に毎年参加し、部会議論を踏まえて機構の要望書としてまとめ、道に提出しています。昨年度の要望書には、事業名のほか、具体的な予算額まで要望・提案している。部会の議事録を見ますと、予算についての言及もありました。共同事業であっても、行政と関与団体の意見交換として問題があるとお考えにはなりませんか。</p> <p><b>—再質問—</b></p> <p>(丸山委員)</p> <p>部会では来年度予算に関しても意見交換しているという理解でよろしいですか。</p> <p><b>—再質問—</b></p> <p>(丸山委員)</p> <p>明言は避けられましたが、これまでの会議録を見ますと、予算も含めた事業の規模ですね、これを含めた議論を行っていることが明らかです。機構は昨年度の予算要望では、具体的な事業と予算要望額を事細かに記した参考資料を添付しています。部会では昨年度までオブザーバー参加だった道職員が、今年度は正式に参加されているとして、事業の具体的な金額を含め議論されいながら、今年度は具体的な予算要望額の資料は添付されなかったと承知をしておりますが、その添付の必要がないくらい機構と道は一体化しているということなんでしょうか。</p> <p>機構の予算要望は機構部会で道幹部職員と機構との間で意見交換によりつくられています。財政課への予算要求の前の機構の要望段階で道幹部の意見が機構要望に反映されているということは、知事の見解である予算編成過程が歪められているのではないかと考えています。</p> <p>では、経済部以外の知事部局において経済部と機構のように来年度予算に関して具体的な金額を含めた意見交換を、予算要望を受ける前から行っている事例はあるんでしょうか。</p>	<p>(知事)</p> <p>予算に関する意見交換についてであります。観光機構負担金事業は、道と観光機構が共同で実施する事業であることから、道は機構と日頃から適切なコミュニケーションを図り、常に目線を合わせていくことが重要と認識しています。このため、道としては、機構の行う会議に観光部局の職員も参加の上、観光に関する課題の把握や、実施している事業の振り返り、今後必要な取組について意見交換をしているものです。また、機構から道に要望書が提出された後においても、限られた財源の中で、道としての事業のあり方について、庁内で検討を重ね、道として予算事業に繋げていくものであり、意見交換のあり方としては、問題はないと考えています。</p> <p>(知事)</p> <p>予算に関する意見交換についてであります。観光機構と道職員の意見交換においては、観光における課題の把握や、これまでの取り組みの振り返りとともに、次年度に共同で行う事業に向けて必要な取組などを議論していると承知しております。</p> <p>(知事)</p> <p>予算に関する意見交換についてでございますけれども、観光に関する課題の把握や実施している事業の振り返り、今後必要な取り組みについての観光機構との意見交換は必要なものと考えております。こうした意見交換をもとに道として施策の方向性に合致しているか、などの庁内検討を重ね予算要求を行っており、問題はないものと認識しております。また様々な形で意見交換を行うことは、一般的にはあるのではないかと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>—再質問—</b>  (丸山委員)  意見交換するのは当然あると思います。団体による部局あるいは道への予算要望の前に、そうした団体と担当部局が次年度の事業について具体的に事業規模まで言及して協議していることについてお答え頂けますか。</p> <p><b>(五) 機構への指導監督について</b>  (丸山委員)  少なくとも昨年度の機構からの予算要望では、添付された資料は具体的事業と予算要望額を事細かく知らされているということで、機構と観光局の特異な関係が表れていると私たちは考えています。これまでの負担金事業の実態をみれば、観光機構自身が財政的な自立をされていない、税金や現物協賛に大きく依存していることは明らかだと思います。現在の協定書による共同の事業では、関与団体である機構に対し、道の指導権限も監督権限もないとしておりますが、機構は道と同じく監査委員による監査を受け、関与団体の適正化方針の対象団体です。これで道による指導監督権限がないということが、どういう理由で言えるのでしょうか。</p> <p>(丸山委員)  機構と道の関係は問題があると思っています。</p> <p><b>(六) 宿泊税導入課程における問題点について</b>  (丸山委員)  宿泊税について、道が主張する不均一課税は総務省からは法的問題は指摘されず、協議の継続を求められたことを確認しました。議論が尽くされていない中で条例提案を強行したということは、市町村との合意形成よりも当初の導入スケジュールを優先したということに他ならない。知事の強引な姿勢が市町村との間に大きな禍根を残すことになるというその思いには至らなかったのでしょうか。</p>	<p>(知事)  意見交換等についてでございますけれども、様々実施している事業の振り返りですとか、今後何が必要かとか、そういった意味での意見交換というのは、様々行われているものと考えております。その相手方たる当事者が何を発言するのかということをして全て把握しているという状況にはありません。</p> <p>(知事)  機構への指導監督についてであります。観光機構の負担金事業については、協定書に基づき、道と機構が共同実施しているものであり、道から機構に対して一方的に指示や指令を行うものではなく、道の考え方を示しながら、協議を重ねて進めるものでございます。</p> <p>一方、機構は道の関与団体に含まれ、この観点からは、関与団体の適正で健全な運営や自立化を着実に推進するため、道では、毎年運営状況等の点検を実施するほか、3年に一度の現地調査を実施し、適切な指導等を行うこととしております。</p> <p>(知事)  宿泊税の導入過程についてであります。道といたしましては、宿泊税の導入により、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興が図られるよう市町村など関係の皆様と連携・協力し、取り組んでいくことが重要と考えております。</p> <p>本定例会において、ご議論いただいている倶知安町内への道税導入についても、これまでの町との検討や、道議会のご議論を踏まえ、町のご理解を得るため、負担軽減策に加え、さまざまな方策について協議を継続してまいりました。</p> <p>こうした中、本日朝に、倶知安町長と私が電話で面談した結果、町内に定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は、道宿泊税を課税しないという、双方の制度を見直すことを基本とすることについて最終合意に至ったものであります。</p> <p>道といたしましては、引き続き、その実現に向けて、真摯に協議を重ねてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(丸山委員) 知事と倶知安町長との最終合意を実現する上でですね、現在、道議会に提案されている条例案では対応できないということで、具体的にどの箇所においてどのような修正を要するのか、説明をお願いします。</p> <p>(丸山委員) そして、知事は先ほどの答弁で、本条例案の速やかな成立のため、条例案の修正に向け道議会のご協力をいただきたいということでしたが、知事の責任で提案している条例案に不備があった場合、対応ができないということですから、その修正は本来知事自身が行うべきだと思います。条例案を撤回し再提出するという選択肢もありますが、なぜそうしないのか理由をお聞かせください。</p> <p>(丸山委員) 倶知安町との、知事と今朝の合意ですね、市町村の合意なく条例制定を強引に押し進めようとした知事の姿勢の破綻であり、これも制すべきだというふうに思います。しかし、これまでの議論を根底から覆す議論であり、議会議論はもちろん、市町村とも十分に協議を行う時間は必要ではないでしょうか。にもかかわらず、スケジュールありきで条例成立を急ぐことは、新たな税を課そうとする行政として最も行ってはならない態度ではないでしょうか。当初から決めたスケジュールのためであれば、議会での十分な議論も、市町村との十分な協議を経た上で条例を制定するというプロセスも省略して良いという知事の姿勢が色濃く映ります。現在提案している条例案に問題があるのであれば、修正が必要なのであれば撤回をし、再提出を行うべきではありませんか。</p> <p>(丸山委員) 徴収した宿泊税の具体的な使途もなかなか明らかになってこない中で、令和8年4月から導入したいということ、とにかく税金を取りたいというふうにしか聞こえないんですね。これが北海道観光なのかと、北海道のおもてなしなのかということを私は感じたということを率直に申し上げておきたいと思います。</p>	<p>(知事) 倶知安町との協議結果への対応についてであります、道では、同様に宿泊税の検討を進める約20の市町村との共通認識である令和8年4月からの導入開始に向け、今回の定例会に条例案を提案させていただきましたが、今回の倶知安町との合意内容を想定していないものであることから、定率制により宿泊税を導入した市町村が道宿泊税に相当する額を道に交付する場合は、本条例を適用しないなどの条項を新たに設けることが必要と考えております。</p> <p>(知事) 条例案についてであります、道と同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20の市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の解消のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし準備を進めてきたところであり、協議を重ねてきた倶知安町との間でも、お互い歩み寄る形で本日合意に至ることができたものであります。道としては、様々な思いが込められた宿泊税を皆様のご協力のもと実現につなげていきたいと考えており、引き続き、倶知安町をはじめ、道内の市町村や事業者の方々と真摯に協議を重ねてまいります。</p> <p>(知事) 条例案についてであります、道と同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20の市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、道といたしましては、様々な思いが込められた宿泊税を皆様のご協力のもと実現につなげていきたいと考えており、引き続き、倶知安町をはじめ道内の市町村や事業者の方々と真摯に協議を重ねてまいりたいと考えております。</p>